

④ 令和8年 笠間市二十歳の集いを開催します

問 生涯学習課(内線385)

二十歳という人生の重要な節目になる方の健やかな成長と社会人としての門出を祝福するために「二十歳の集い」を開催します。

日時 令和8年1月11日(日)午前9時～正午 式典：午前10時

場所 市民体育館(笠間市石井2068-1)

対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方

※令和7年12月1日現在で笠間市に住民登録されている対象の方に12月上旬に案内状を郵送しています。

※進学・就職などにより、現在笠間市にお住まいでない方も参加できます。案内状がなくても参加できますが、案内状の送付を希望される方は12月26日(金)午後5時までに生涯学習課へご連絡ください。

⑤ 水田の畠地化促進事業の要望調査を行います

問 笠間市農業再生協議会：農政課内(内線541)

令和8年度に水田を畠地化し、その後継続的に販売用の畠作物を作付けする場合は、下記(1)(2)の支援を受けられる可能性があります(ただし、申請した農地は「交付対象外水田」となり、以降は水田転作の補助金が受けられなくなります)。申請する方はお問い合わせください。

(1)畠地化支援(高収益作物、その他畠作物)：70,000円/10a(見込み) ※単年

(2)定着促進支援:20,000円/10a(見込み) ※5年間の継続支援

なお、申請にあたっては、対象農地が以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・おおむね団地化されていること(隣接した同一作物の圃場を合計して高収益作物は1ha以上、その他畠作物は4ha以上)
- ・申請から5年間、継続して作付けをし、販売を行うこと。その後も水稻の作付けを行わないこと
- ・現状で水稻機能を備えていること(畦畔や給水設備が備えられていること)
- ・令和7年度に、水稻または交付対象作物(麦、大豆、野菜など)が作付けされていること(休耕地は対象となりません)
- ・借地である場合、土地所有者の同意を得ていること

※あくまで現段階での予定であり、国の予算状況によっては支援を受けられない場合があります。

※その他制約事項などがあります。

申込期限 令和8年1月16日(金)

⑥ 地域計画の区域が変更となります

問 農政課(内線528)

地域計画区域は原則「市内全農地」が区域内となっていますが、12月に地域計画区域を変更します。変更後は、原則「農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)と同区域」が地域計画区域となります。

変更後、農振農用地以外で農地転用を行う際は、原則地域計画からの除外は不要です。

農振農用地で農地転用を行う際は、引き続き地域計画および農振農用地からの除外を行ったのち、農地転用の許可が必要となります。

詳しくは右の二次元コードからご確認ください。



詳しくはこちら